

2019年度 長与・時津環境施設組合臨時職員募集要項

下記の要領にて、2019年度の長与・時津環境施設組合臨時職員を募集します。

項 目	内 容	
職 種	臨時職員	
業務内容	一般事務補助	
勤 務 地	西彼杵郡長与町斉藤郷 1073 番地 長与・時津環境施設組合事務局	
応募資格	(1) 西彼杵郡長与町又は時津町に在住の者 (2) 平成31年4月1日現在、次の事項に該当しない者 ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む） ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ③ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (3) ワープロ又は表計算等の実務検定3級以上を習得している者 (4) 短期大学卒業程度の知識を有する者	
採用試験日時	平成31年3月初旬実施予定（受付確認後、採用試験実施の通知書を送付します。）	
募集人員	1名	
募集期間	平成31年2月1日（金）～平成31年2月28日（木） 土、日、祝日を除く、9時から17時まで	
募集方法	以下の所定様式を組合事務所に配布しますので、必要事項を記入の上、募集期間内に長与・時津環境施設組合事務所に 直接提出 してください。（郵送による提出は 不可 とします。）また、以下の様式は、長与町、時津町、当組合のホームページからもダウンロードできます。 ① 長与・時津環境施設組合臨時職員募集要項 ② 長与・時津環境施設組合臨時職員採用試験申込書（提出） ③ 長与・時津環境施設組合臨時職員採用試験面接カード（提出） <別途添付書類> ワープロ、表計算等の習得を証明できる書類の写し ※満年齢は、平成31年1月1日現在で記入してください。 【書類提出先】 長与・時津環境施設組合 管理課 西彼杵郡長与町斉藤郷1073番地 電話 095-865-9386	
雇用条件	雇用期間	2019年4月1日から2019年9月30日（6ヶ月間） ※雇用期間終了後、6ヶ月を超えない期間で、1回に限り雇用期間を更新できる場合があります。
	勤務時間	・月曜日から金曜日（土、日、祝日は基本的に休み） ・8時45分から17時30分（時間外勤務もあります。） ・昼休み：12時00分から13時00分までの1時間
	給 料	月額159,800円（時間外勤務手当は含まれていません。） 期末手当、勤勉手当はありません。
	有給休暇	有り（雇用期間6ヶ月間につき5日間）
	通勤手当	有り（ただし、通勤距離片道2km以上の場合）
	社会保険	有り（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）